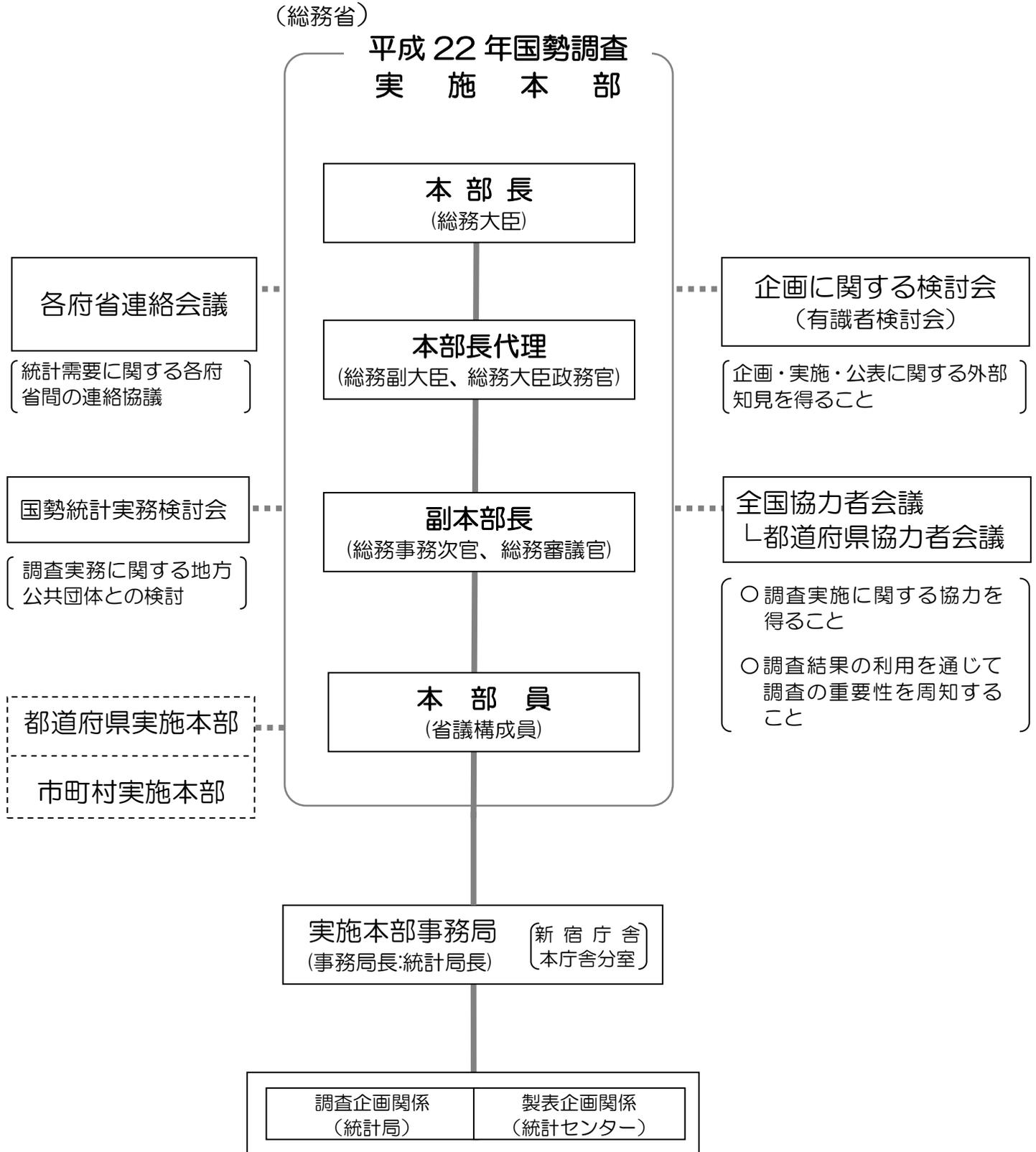


平成 22 年国勢調査の推進体制



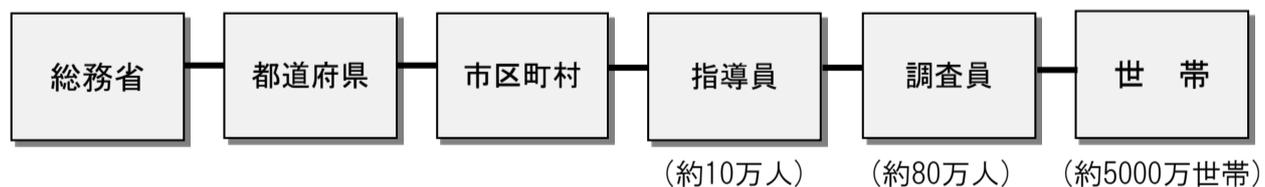
平成22年国勢調査について

目的

- 統計法（平成19年法律第53号）第5条の規定に基づき、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ること
- 国の最も基本的な統計調査として大正9年(1920年)以来5年ごとに実施しており、平成22年調査は19回目に当たる調査

概要

- 調査期日 : 平成22年10月1日
- 調査対象 : 調査期日現在、我が国に常住するすべての人（約1億2700万人）
〔外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の
軍人・軍属並びにこれらの家族を除く〕
- 調査事項 : <世帯員に関する事項>
男女の別、出生の年月、就業状態、5年前の住居の所在地など15項目
<世帯に関する事項>
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5項目
- 調査方法 : <調査票の配布>
国勢調査員（総務大臣任命）が世帯と面接し、記入説明を行った上で調査票を配布
<調査票の回収>
調査員（封入方式）又は郵送（一部地域ではオンラインも）による回収
<フォローアップ回収>
所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が当該世帯を訪問して調査票を回収
- 調査の流れ :



平成23年当初から順次結果を公表

結果利用

- 法定人口としての利用
衆議院小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の基準、地方交付税の算定基準 等
- 行政施策の基礎資料としての利用
人口構造・人口減少などの現状把握による少子高齢化関連の行政施策、防災計画・災害復興計画の策定など防災関連の行政施策の基礎資料 等
- 学術、研究、教育など広範な分野で利用
人口学・地理学、小・中学校等の教育用資料 等

国勢調査の意義・役割と平成22年国勢調査の特色

1 国勢調査の意義

国勢調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするものである。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」として実施される。

なお、国勢調査は大正9年（1920年）の開始以来5年ごと（終戦直後の昭和20年を除く。）に行われており、平成22年国勢調査はその19回目に当たる。

2 国勢調査の基本的な役割

- 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤となるもの
衆議院小選挙区の画定、都道府県・市区町村議会の議員定数の決定、地方交付税の交付額の算定など、多くの法令で利用が規定
- 国民や企業の活動を支える情報基盤となるもの
民間企業や各種団体の需要予測、店舗の立地計画などの経営管理、大学や研究所等の学術・研究機関による社会経済の実態や動向に関する研究に活用
- 公的統計の作成・推計の基礎となるもの
最新の人口や将来人口の推計の基礎データ、人・世帯に関する標本調査の標本設計、加工統計の推計において基準人口として利用

3 平成22年国勢調査の特色

- 人口減少下における最初の国勢調査として少子高齢化に対応するための基礎データの提供
- 最近の社会・経済課題に対応するための基礎データの提供
 - ・ 雇用形態（正規・非正規雇用）の実態
 - ・ 地域別の人口・世帯の実態
 - ・ 外国人の居住・就業の実態
- 「世界人口センサス計画」の一環として地球規模の課題対応への寄与

平成 22 年国勢調査の実施に係る基本方針及び主な改善事項

1 調査企画の重要視点

- 正確な調査の実施（対象把握）
- 国民の目線に立った回答しやすい調査方法
- 国民の理解と企業・団体などの支援の確保
- 地方公共団体の事務への配慮
- 社会経済情勢を踏まえた有用な統計の提供

2 調査企画における基本方針

- 新たな調査技術・手法の導入による記入及び提出のしやすい調査方法
- 国と地方公共団体の緊密な連携を通じた円滑な調査の実施
- 使いやすく精度の高い統計の提供
- 効率的で低コストの調査・集計方法

3 調査方法等の主な改善事項

<調査方法面>

- 封入提出方式の全面導入
- 郵送提出方式及びモデル地域におけるインターネット回答方式の導入
- 調査票の提出方法は世帯が選択

<調査事項面>

- 雇用形態（正規・非正規雇用）の把握
- 人口移動（住居移動）の把握対象とする年齢の拡充（5歳未満の子供を含む全年齢層）

<調査事務面>

- 世帯からの照会に対応するコールセンターの設置
- 産業大分類の格付事務を市町村から統計センターに一元化

<集計・提供面>

- 新たな社会経済情勢を反映した統計の充実
- ニーズを踏まえた追加集計の取組
- ICTを活用した公表・提供の推進

<その他>

- 協力者会議の新設などによる調査環境の整備
- 調査員証への写真掲載など調査員の身分証明を強化

平成 22 年国勢調査に係る今後の主要日程

平成21年10月 1 日 平成22年国勢調査実施本部の設置

10月	調査区（国勢調査員の担当区域）の設定
10月下旬	国勢調査実施計画の策定
10月下旬	国勢調査協力者会議の発足
平成22年 2 月～ 3 月	国勢調査令等の政省令改正
4 月	都道府県統計主管課長会議
5 月～ 6 月	平成22年国勢調査都道府県会議
7 月	国勢調査指導員の任命
8 月	国勢調査員の任命
9 月下旬	調査員による調査活動の開始

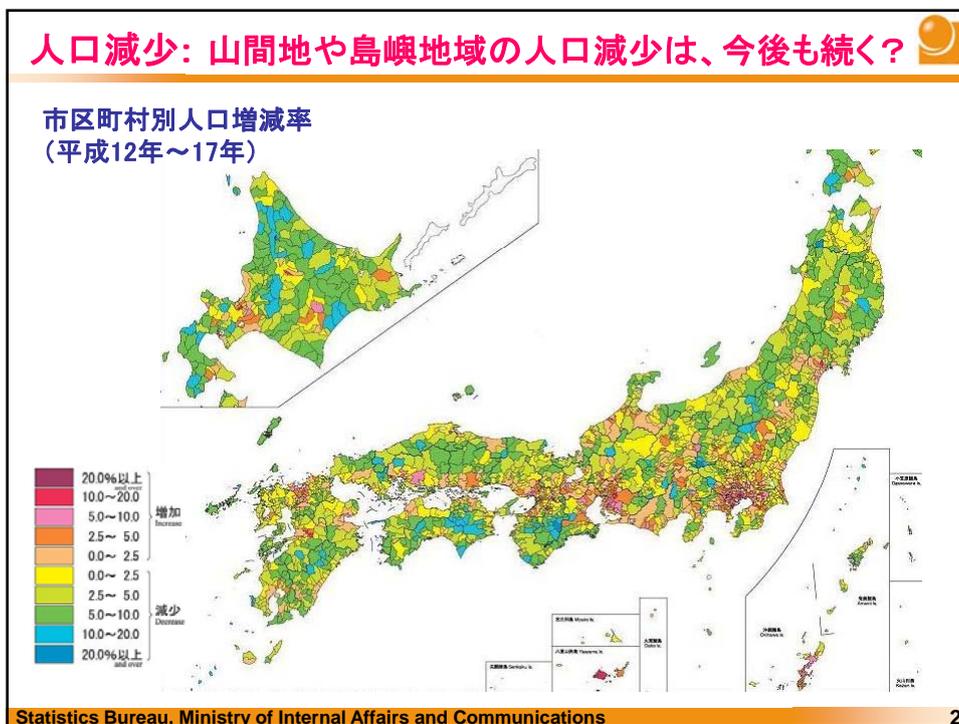
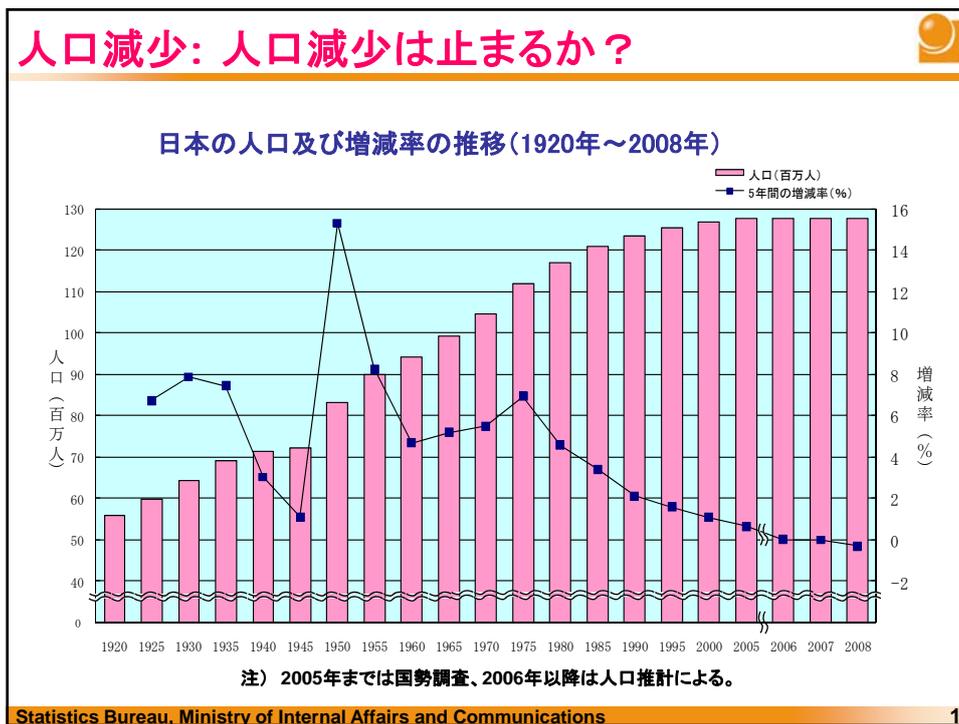
平成22年10月 1 日 平成22年国勢調査の実施（基準日）

平成23年当初から順次結果を公表

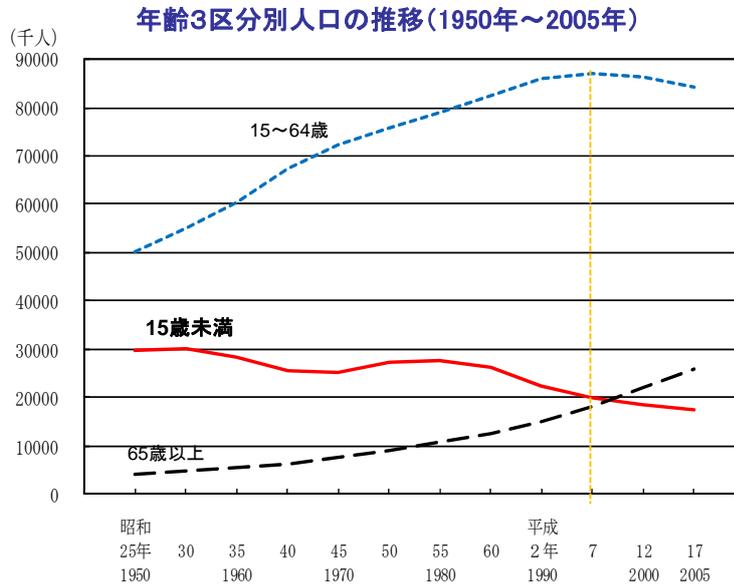
【参考：これまでの主な検討状況】

平成18年 1 月	国勢調査の実施に関する有識者懇談会（有識者検討会） ～基本的考え方と改善の方向について提言（平成18年 7 月）
11月～	平成22年国勢調査の企画に関する検討会（有識者検討会）
平成19年 5 月～	国勢統計実務検討会（地方公共団体との検討）
7 月	試験調査による実地の検証 ～第1次試験調査（平成19年7月）、第2次試験調査（平成20年6月）、 第3次試験調査（平成21年6月）
10月～	平成22年国勢調査関係者会議（外部知見を交えた検討）
平成21年 9 月	※調査実施に関係するマンション関係、外国人関係、教育関係などの各分野の団体で構成
平成20年 6 月～	平成22年国勢調査各府省連絡会議 ～統計需要に関する各府省間の連絡協議
平成21年 4 月	平成22年国勢調査の実施に関する検討状況を公表
6 月	平成22年国勢調査の調査計画を統計委員会に諮問 ～統計委員会の答申（平成21年 9 月）

国勢調査でわかること - これからの日本は？



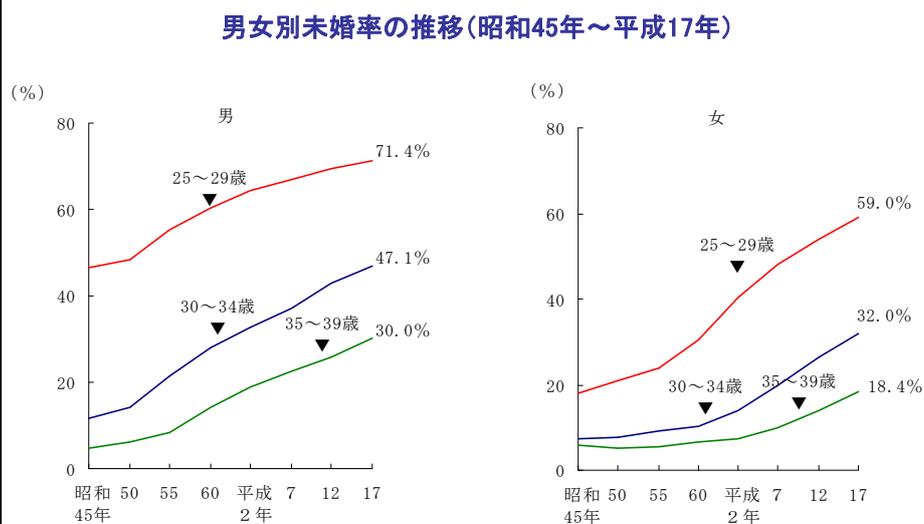
少子高齢化：15歳未満人口はどの程度減少する？



Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

3

少子高齢化：未婚率はどこまで上昇するのか？



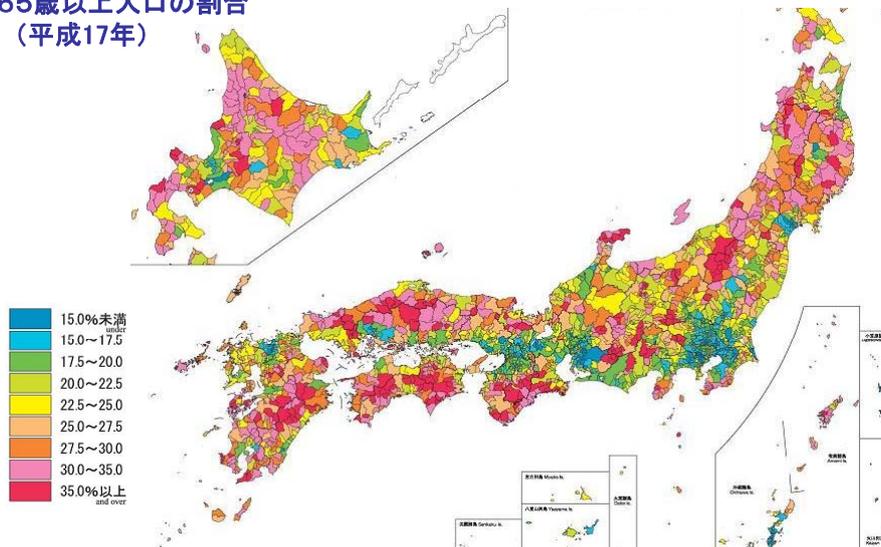
Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

4

少子高齢化： 地域の高齢化の進行は、どこで早いか、遅いか？



市区町村別 65歳以上人口の割合 (平成17年) <1/4超の市町村で65歳以上人口が3割以上>



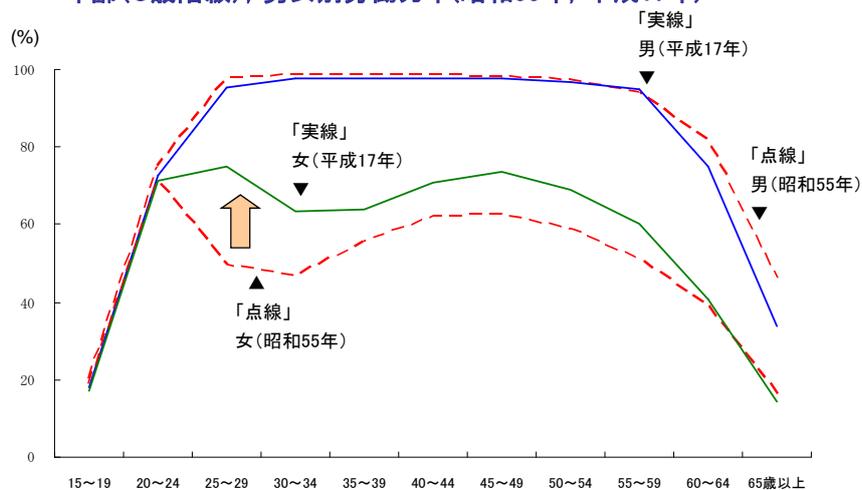
Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

5

働き方の変化： 女性就業のM型は変わるのか？



年齢(5歳階級), 男女別労働力率(昭和55年, 平成17年)



Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

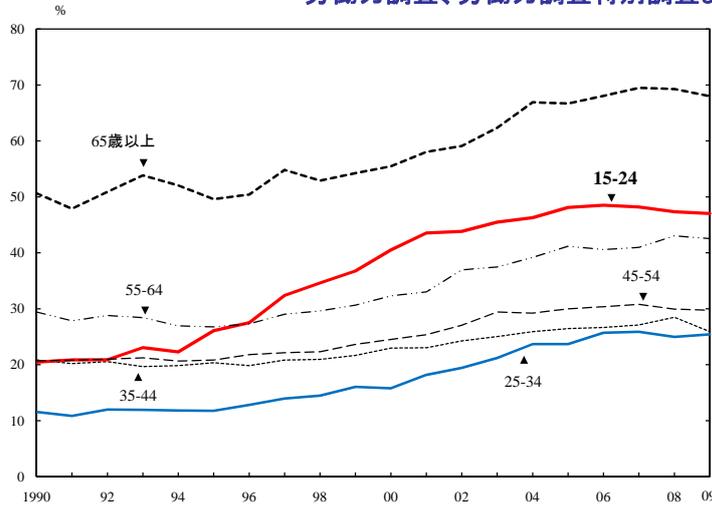
6

働き方の変化: 若年の非正規雇用は増え続けるのか?



年齢(5歳階級)別非正規雇用の割合(1990-2009年)

- 労働力調査、労働力調査特別調査より



注) 2001年以前は、2月の数値。2002年以降は、1月から3月の平均値。

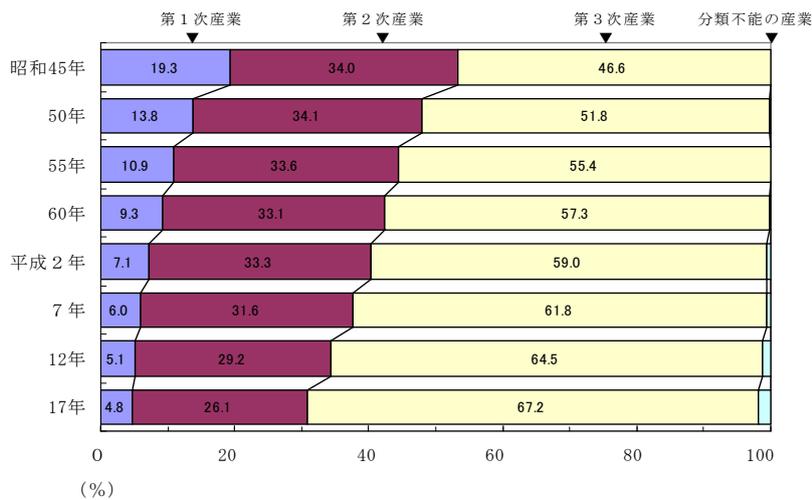
Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

7

働き方の変化: 第3次産業の割合は拡大する?



産業3部門別15歳以上就業者数の割合(昭和45年~平成17年)



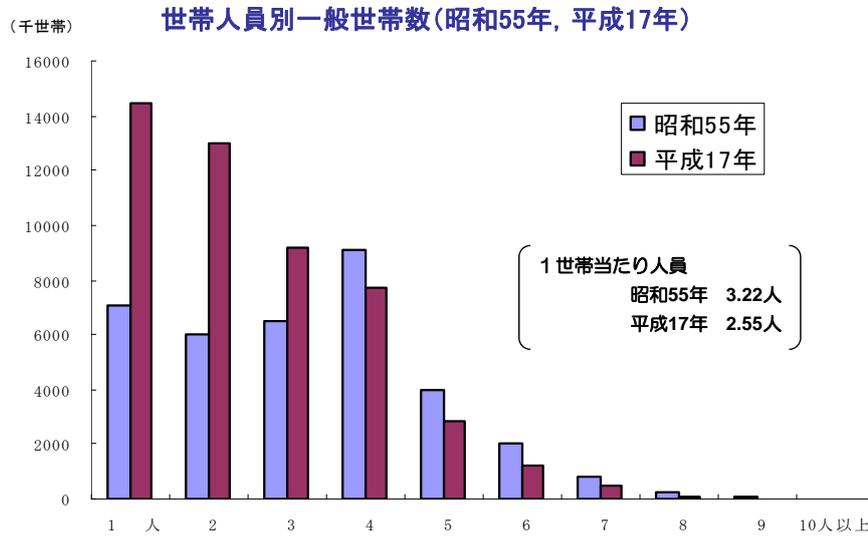
(注1) 産業3部門に含まれる産業大分類は次のとおり(第1次産業:「農業」、「林業」、「漁業」、第2次産業:「鉱業」、「建設業」、「製造業」、第3次産業:前記及び「分類不能の産業」以外の産業)

(注2) 平成12年は、日本標準産業分類第11回改訂(平成14年3月)に伴う組替集計結果による。

Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

8

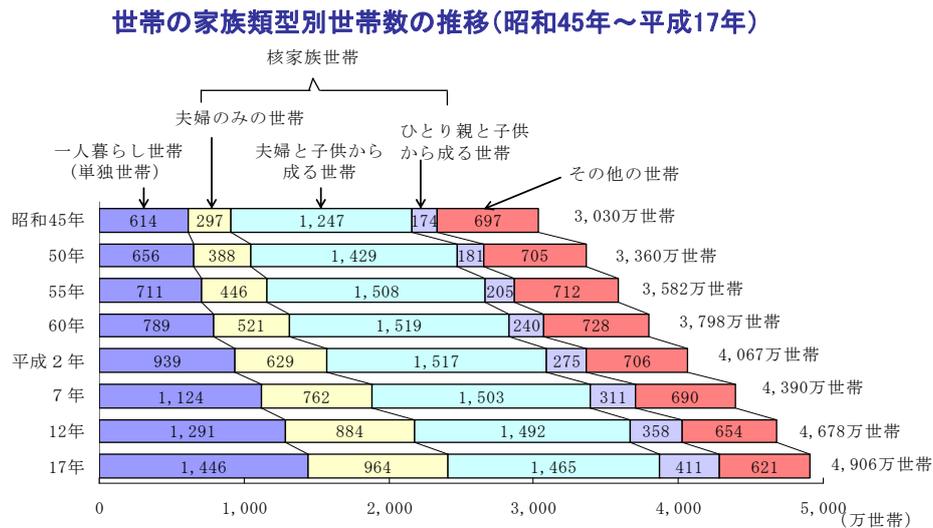
世帯の変化: 世帯規模は更に縮小か?



Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

9

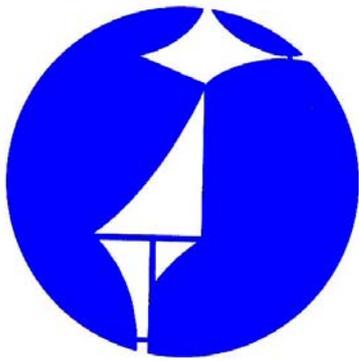
世帯の変化: 一人暮らし世帯は増加する?



Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

10

国勢調査のシンボルマーク



国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象として調査を行いますので、国勢調査に広く親んでもらうという趣旨で定めたシンボルマークです。国勢調査は“国内のすべての人”を対象とすることから、日本列島を「日の丸」の丸の中にイメージしてデザインしたものです。

(昭和45年制定)

センサスくん



センサスくんは、国勢調査の調査対象となる人は赤ちゃんからお年寄りまでということから、赤ちゃんをイメージキャラクターとして誕生しました。センサスくんの名前の由来は、国勢調査を表す人口センサスからきています。

(平成2年制定)

「国勢」のトピック ～第1回国勢調査の名前にちなんで～

○国勢橋

国勢橋は、旧都市計画法による区画整理に合わせ建造し、大正9年にしゅん工した橋で、第1回国勢調査（大正9年）を記念して「国勢橋」の名称が付けられました。

第1回国勢調査の建設当時は木造でしたが、昭和7年に石造により架設されて現在に至っています。

また、国勢橋を起点とする通りの整備も行われ、「国勢橋通り」の名称が付けられました。



(熊本県小国町)

